

第8回北杜市障害者地域活動支援センター事業検討委員会会議録

- 1 開催日時 平成22年5月25日(火)
午後1時30分開会 ～ 午後3時17分閉会
- 2 開催場所 北杜市役所 306会議室
- 3 出席委員 山田力三・須田晶子・坂本房恵・三輪田利明・藤巻 努・古屋克巳・仲田邦男
北村多佳子・長田和也・中村佳栄・吉田真弓・小泉晃彦・浅川敏郎・藤森勇夫
14名
- 4 欠席委員 三澤完広 1名
- 5 出席職員 福祉部長 原かつみ
福祉課長 浅川輝夫
障害福祉担当 リーダー 中山雅史・志村陽子・清水美里
- 6 議 題 (1) 北杜市障害者地域活動支援センター事業等に関する答申書(案)について
(2) その他
- 7 公開・非公開の別 公 開
- 8 傍聴人数 1人
- 9 署 名
署名委員

署名委員

(事務局) 御出席いただきありがとうございます。本日の検討委員会は、市のホームページ及びCATVにより開催を事前公表しておりますが、本日の会議において傍聴人が1名みえています。北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱の第5条の規定に基づき、傍聴の御承認をお願いいたします。なお、三澤委員から欠席の連絡が来ています。

1 開会のことば (副会長)

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。これより検討委員会を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。

2 会長あいさつ

農業のお忙しい時期に御出席いただきありがとうございます。当検討委員会も1年を経過しまして、その間皆様に鋭意検討していただき、本日最終的な答申をまとめる運びとなりました。皆様の忌憚のない御意見をいただき、これを基に市の方へ答申を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(事務局) マイクがなくて申し訳ありませんが、声が小さいと録音が聞き取りにくいいため、大きめな声でお願いできればありがたいと思います。

3 議事 (北杜市障害者地域活動支援センター事業検討委員会設置要綱第6条の規定により、会長に議長をお願いする。)

(議長) 1) 北杜市障害者地域活動支援センター事業等に関する答申書(案)について事務局で説明をお願いします。

(事務局) 前回素案ということで朗読をいたしました。若干変更しているところもありますので、改めて朗読をさせていただきます。答申書の案ですが、資料では「はじめに」ということで諮問に至った状況等を記載させていただきました。

「本検討委員会は、障害福祉関係者等15人で組織し、平成21年7月30日に北杜市長から、障害者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るための地域活動支援センターの事業並びに障害者の福祉に関し、必要な情報の提供及び相談支援を行うために実施する事業等について検討するよう諮問を受け、事務局である福祉部福祉課の説明、資料及び先進地の視察等により慎重に審議を行ったものである。

地域活動支援センター事業については、障害者自立支援法に基づく市の必須事業であり、平成19年度は、精神障害者家族会である八峰会の小規模作業所に委託して事業を実施していたところであるが、八峰会のNPO法人化によるサービス事業者への移行により、平成20年度から事業ができず、現在は明野、長坂、武川会場で精神障害者の社会復帰相談指導事業であるデイケア事業を行っている状況である。このため、平成21年3月策定された北杜市障害福祉計画(第2期計画)の中で、身体・知的・精神の3障害を対象として、地域との交流が図れるように地域活動支援センター及び相談支援事業等が実施できるように障害者の施設を含む複合施設建設と平成24年度の開所を目指すこととされている。

また、障害者を支援する施設を含む複合施設を建設するに当たり、場所については、武川町での複合施設に入ることを前提に審議を始めたところである。

本答申は、以上を踏まえ障害者等の福祉の増進を図るため、北杜市障害者地域活動支援センター事業等に関し、答申するものである。」

答申に至った経過や前提は以上のとおりです。また検討委員会の経過は次のとおりです。

「【検討委員会の経過】

(第1回) 平成21年7月30日

委員委嘱、所掌事項等の内容説明

(第2回) 平成21年8月25日

地域活動支援センター施設の事業等について

(第3回) 平成21年10月6日

地域活動支援センター施設の事業等について

(第4回) 平成21年12月1日

国分寺市障害者センター視察

(第5回) 平成22年1月28日

検討委員会の進め方について

国分寺市障害者センター視察結果について

(第6回) 平成22年2月26日

甲州市福祉あんしん相談センター及び長坂高齢者体力づくりセンター視察

(第7回) 平成22年4月30日

地域活動支援センター事業検討結果の取りまとめについて

(第8回) 平成22年5月25日

答申(案)について」

となっております。次に資料の3ページですが、前回の検討委員会の際に御指摘をいただきました活動支援センター事業について、早速実施する事業と将来に向けての事業に分けて記載をして欲しいということでしたので、そのように記載いたしました。最初に活動支援センター施設について朗読させていただきます。

「昨年の政権交代により、自立支援法(以下「法」という。)が廃止され、障がい者総合福祉法(仮称)を制定する方針が明示されたが、今後の国の方向が見えないなかで法に位置づけられている障害者地域活動支援センター事業や相談支援事業等の障害者を支援する事業の審議は、時期的に難しい部分もあり、国の動向を見極めながら進めていく必要がある。現在の状況のなかでは、相談支援事業については、法が廃止されても充実強化されて行くことも予想されるが、民間で効率実施できることは民間へという流れのなかで、障害者地域活動支援センター施設を新たに建設することについては、民間への移行を含め法廃止等の影響を受ける可能性がある。また、障害者地域活動支援センター事業は障害者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るためのソフト事業であるため、国・県からの施設建設への補助もなく、市の財政状況の厳しさ、行政改革に伴う遊休施設の活用や、障害者の施設であるため障害者にとって利便性の高い場所での開設等を含めて考えると、新たな施設の建設には慎重を期す必要がある。このため、障害者地域活動支援センター施設については、武川町に新たな施設の建設をするのではなく、当面、市の遊休施設(例えば、障害者のデイケア事業等に利用されている施設である長坂高齢者体力づくりセンター等の障害者が通いやすい場所にある施設)を改修等により活用していくことが望ましい。」ここまでは、施設の内容に絞らせていただきました。次に2番目として障害者地域活動支援センター事業につい

てですが、「身体・知的・精神の3障害の方を対象にした相談支援事業、障害者地域活動支援センター事業やボランティア活動等を実施でき、就業・生活支援センター等の県の委託事業も取込み、障害者の相談支援体制ネットワークの構築ができる拠点施設としていくことが望ましい。また、将来は小中学校や保育園等の統廃合による遊休施設等の活用も検討して、障害者の訓練事業ができ、介護を行う者の疾病等の際に障害者の緊急的な避難場所となり、ショートステイ等もできる複合的な事業を実施していくことが望ましい。」ここまでは、全体的なことを記載しています。その後、項目別に具体的に提言内容を書かせていただきました。

「以上を踏まえ次の項目を提言する。

○障害者地域活動支援センターは、身体・知的・精神の3障害の方を対象に、国庫補助加算対象となるⅡ型を目標に進める。」これについては、障害福祉計画に記載されているので、一日15人以上の利用者を見込んでいます。

「○障害者地域活動支援センター事業等の運営の主体は市であることが望ましいが、必要に応じ福祉法人等への委託等を行う。

○障害者にとって何より重要な相談支援事業を実施するため、専門職である保健師、社会福祉士等を配置する。なお、各種の申請受付、手続支援、健康相談等を行い支援の充実を図ることが望ましい。

○社会との交流の促進を図る事業を実施するため、交流サロンやオープンスペースを設ける。」これについては、パソコン、喫茶等のスペースのことがありましたが、内容的にオープンで自由に来られるというふうにして、細かいところを削りました。

「○創作的活動又は生産活動の機会として、現在、実施している精神障害者の社会復帰相談指導事業であるデイケア事業を障害者地域活動支援センター事業に移行する。

○利用者の状況や、交通事情等から送迎を考える。

○地域の障害関係施設や団体、障害者相談員、民生委員等との事業の連携が持てるようにするとともに、ボランティアが自由に来られ、支援等ができる施設とする。

○就業・生活支援センターの就職相談支援事業等の県の委託事業も取り込み、障害関係事業が連携を持てる施設にし、窓口を一元化した支援体制を整える。」これについては、県のあけぼの医療福祉センターの事業や就業・生活支援の事業等幅広く考えています。

「○体操、ゲートボール等の運動や農作業体験等ができる施設が望ましい。」

次に将来に向けての事業は別に記載した方が良いということで、次のとおりです。

「○将来は小中学校や保育園等の統廃合による遊休施設等の活用を検討し、民間事業所への委託等も含めて障害者の訓練事業、作業所、介護を行う者の疾病等の際の障害者の緊急的な支援（障害者等フルタイム緊急支援事業）やショートステイ等の事業を行い、複合的な施設とすることが望ましい。また、峡北地域等の広域的なエリアでの相談支援事業等も検討していく必要がある。」就業・生活支援センターについては、担当区域も決まっているとの話もありましたが、身近にあるにこしたことはなく、広域的なものも検討して行きたいということです。

以上のような内容です。御検討いただきたいと思います。

また、副会長から北杜市中心身障害者連絡協議会で話し合われた計画案等が提出されてお

ります。これについては、副会長から説明をお願いします。

(議長) 今、お手元に北杜市中心身障害者連絡協議会で話し合われた計画案がありますが、副会長から説明をお願いします。

(副会長) 5月15日の夜、北杜市中心身障害者連絡協議会の保護者の話し合いを行いました。今までの検討委員会での内容を説明して、答申を出すにあたって、何か要望があるか、これで良いかどうか等を協議した内容をまとめさせていただきました。先程の答申案に概ね盛り込まれていますが、ちょっと心配のところもあります。例えば「計画の骨子ができたら、準備委員会を作り、具体的な内容作りを行っていくのが望ましい。」ということが抜けていて、今から運営していくのに重要な部分ですので、是非答申の中に入れていただきたいと思います。それから市が主体で進めるということは当然ですが、運営の部分は民間も一緒になって共にお互いの良い部分を出し合って、特に相談支援事業に関しては市の2名の方で行うということになっているようですが、多分3障害の対応という、当たり前の電話相談で終わってしまうのではないかと思います。その部分を充分検討していただき、保護者も相談支援事業を必要としているので、しっかりした内容で、そこへ駆け込めばなんとか、その子が生活をしていくうえで必要な対応がしてもらえらるというような場所になろうかと思うので、この部分はしっかり検討していただき、内容の深いものを作っていただきたいと思います。そのため、市だけで抱えるのではなく、民間と手をつなぎ合って様々な相談に答えられるような相談支援事業の体制を作って欲しいと思います。そして、送迎という部分についても準備委員会を作って、移動支援等を検討していただきたいと思います。

将来的には活動支援センターは、日中一時や移動支援事業も実施できるような活動センターにして欲しいし、広域で実施できるような検討が必要だというような内容が話し合われました。

(議長) 今の副会長からの提案も含めて、活動支援センターの施設、事業や将来について御質問や御意見がありましたらお願いします。

(委員) 準備委員会の件ですが、現在相談支援に関わっている民間の力も入れながら内容を検討していかないと詰めていけません。中味をどうするのかについて、準備委員会は必要だと思いますし、答申の中には是非入れておきたいと思います。

(事務局) 市としては、答申に入れる、入れないにかかわらず、ノウハウもない部分もあるので、今後御協力をいただかなければなりません。答申に入れた方が良いということであれば入れますので御検討いただきたいと思います。

(委員) センターは国庫補助加算対象となるⅡ型を目標に進めるという記載がありますが、Ⅱ型を前提で進めて将来はⅠ型にという考えがあるのなら、Ⅱ型が最終的な目標になってしまうようにとれるので、検討の余地があると思います。

(一同) Ⅰ型とⅡ型の違いが分からないと検討ができません。

(事務局) Ⅰ型、Ⅱ型についての説明資料は、第1回のときにお配りしてありますが、Ⅰ型、Ⅱ型は活動支援センター事業を実施する場合に強化事業を行うと国の補助が付くということですが、Ⅰ型は専門職員、精神保健福祉士等を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進

を図るための普及啓発が事業内容で、委託相談支援事業の実施ということも条件になっています。職員体制は自治体の単独補助による事業の職員の他、1名以上配置し2名以上を常勤とする。利用定員は1日あたり実利用人員20名以上で国から600万円の補助があります。Ⅱ型は地域において就労が困難な在宅障害者を通所させ機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービスを行うことにより自立と生き甲斐を高める。職員配置は自治体の単独補助による事業の職員の他、常勤1名以上を配置、利用定員は1日あたり実利用人員15名以上で国から300万円の補助があります。Ⅲ型は小規模作業所の関係ですので該当しないと思います。

(委員) 精神障害者の通所デイケアがⅡ型で、それに精神保健福祉士を配置し相談を受ける形のⅠ型というものがあり、地域活動支援センターは、もともと市の一般財源で行っている相談支援事業とデイケア事業をくっつけて、相談員の人件費を国庫補助金で賄うならⅠ型のセンターで行うもので、相談員を専門に確保したい場合は、一般相談と専門相談の形をとって、相談支援事業を行う体制を作るといえるように変わってきました。

(事務局) 委託とありますが、直営でもかまわないという理解で良いですか。

(委員) 直営でも委託でも、相談支援を行っていれば、相談員の一人分の予算が国庫で出るということで、Ⅰ型で600万円の補助の中から出ます。国庫の予算を使って相談員を設置すれば、知的や身体も含めて相談員を設置することができます。

(委員) 医療・福祉・教育の相談窓口をどうするかということで最初から議論してきましたが、私の概念の中ではそれらすべてを網羅する活動支援センターは厳しいだろうということで、近くにはあけぼの医療福祉センターがあるので、そちらへの橋渡しもできるような方向に進めたらどうかということが根底にあって、Ⅱ型ということできていると思うのですが、いかがでしょう。

(委員) あけぼの医療福祉センターは精神の相談は行っていないので、精神の相談の部分はⅠ型で予算化して、地域毎にそれぞれに取り組まなければならないということで、予算の裏付けをしたということです。市町村が事業の実施主体なので、委託相談という形をとっているということですが、専門相談員の色合いが強くなっています。

(議長) 今回の答申はⅠ型を目指すということよろしいですか。

(事務局) 相談支援事業をやって行くのですが、利用人員等の関係がどうかというところがあると思います。20名程度毎日利用者がいるということであれば、Ⅰ型で進めていけば良いと思います。ただ、当初の計画がⅡ型だということですので、一応Ⅱ型で進めながらⅠ型へ移行できれば良いと思いますが、答申の記載をどうするかということです。大勢の人が利用してくれれば移行は簡単にできますが、自立支援法がどうなるかわからないので、現状のまま行くとすれば、大勢利用者が来てくれればⅠ型への移行はできます。

(委員) Ⅰ型の方が人員を確保しやすいということはありませんか。

(委員) 3障害を対象に相談支援事業を展開していくのであれば、利用者が集まればⅠ型で、精神の方は精神保健福祉士が担当して、身体・知的障害を一般相談という形を取るといえることも考えられます。

- (事務局) 福祉課の清水も精神保健福祉士の資格を自分で努力して取ったので、Ⅰ型も可能ですが、答申の記載をどうするかということです。相談支援はやって行くので、利用人員を見ながらⅡ型からⅠ型へ移行できると思います。
- (委員) 来てくれた人の相談を受ける場合と、外に出て相談を受ける場合があるので、どの位の規模、内容にするのかを今後も続けて検討していけば補助金のこと等や体制的なことも見えてくると思います。成年後見支援事業も地域支援事業に入ってくるので、開所するまでにやらなければならないし、増える項目等もあるような気がします。
- (議長) 当面Ⅱ型で運営していき、早いうちにⅠ型を目指すというような表現にしますか。
- (事務局) それともⅠ型又はⅡ型を目指すという書き方にするかどうか。最初は低い目標から始めた方が良いのではと思いますが、国庫補助対象加算となるⅠ型又はⅡ型を目指すというような書き方にするか、人数が集まれば問題なくⅠ型でも取り組めるとは思います。御意見を伺いたいと思います。
- (委員) Ⅱ型を目標に進めるという記載だと、Ⅱ型が最終的な目標のような感じに取れますが。
- (委員) Ⅰ型で取り組めば、相談員を増員できる可能性があるということだと思います。相談支援事業に費やせる時間も増えるということなので良いのではと思います。
- (委員) 障害福祉計画では利用見込人数が20人になっているので、Ⅰ型を目標にできるのではないかと思います。甲州市はⅠ型として十分な人員を確保しながらやっていますが、現実の利用者は平均14.8人位となっているので、利用の実態との相違も出てきています。
- (委員) 体制が整って、内容が良くなれば自然に人も集まってくると思います。
- (事務局) 委員の皆様がⅠ型を目標にということであれば記載を見直します。
- (委員) 目標はⅠ型ということをお願いしたいと思います。
- (委員) 最初に出ているデータでは、人数に厳しいところがあります。Ⅰ型でスタートしても本当に20人以上になるかどうか心配なところもあり、頑張っても20人以下が何年も続いた時に、国からの補助金がどうなるのかということもあります。
- (議長) 20人の登録があれば、実際は14人しか利用人数がなくても良いのですか。
- (事務局) ただ、実利用人員と書いてありますのでどうかとは思いますが、国庫補助なので会検の対象にはなりません。目標という意味ならⅡ型では寂しいと思いますので、取りあえず補助の対象であるⅠ型・Ⅱ型を目指すということでしょうか。
- (議長) 相談支援は行うので、後は利用人員の関係だと思います。
- (委員) 補助対象でやっていこうということであれば、Ⅰ型・Ⅱ型という記載はしなくても良いのではと思います。
- (議長) 国庫補助対象となる事業を目標に進めるということはどうでしょうか。
- (委員) 障害福祉計画の関連の話になると、平成23年度までが第2期の計画期間であり、活動支援センターの開所は平成24年度ということですから、時期的に多少ずれがありますので、Ⅰ型・Ⅱ型という記載については、計画の見直しもあるので、準備委員会で検討することとして、体制と合わせて検討し、ここでしなくても良いと思います。
- (委員) 法律の改正の関係を国が審議していますので、平成18年度に改正された基本の部

分は変わらないと思いますが、内容については相当変更が出てきて、どうなるのか分かりません。

(委員) 議会に報告したときに、Ⅰ型・Ⅱ型で、これでは無理なので見直してくださいということはありますか。

(事務局) これはあくまで答申ですから、答申をしていただき、その後執行側で考えていくこととなります。Ⅰ型でもⅡ型でも、こういう方向が望ましいということで答申をいただければ、議会等にも説明をしていくこととなります。

(委員) 法律が変わり、今後Ⅰ型・Ⅱ型という言葉がなくなる可能性もあり、事業内容は分かっていますので、あまり型にこだわる必要がないと思います。

(議長) 法律の改正があるので、型を入れないで出した方が良い気がします。精神のダイケアだけなので、3障害となれば色々な人が来られるかもしれないが、未知数です。

(事務局) それではⅠ型・Ⅱ型を入れずに「事業を」という書き方で良いですか。また準備委員会についてはどうしますか。御意見をお聞きしたいと思います。

(議長) 市としても実際、事業を展開していくのに運営委員会というようなものを設置していく考えはありますか。

(委員) 運営委員会は発足してからで、準備委員会は運営委員会を設置する前段階の協議機関だと思います。

(事務局) もし入れるとするなら、民間の事業者との協力ということもあるので、今後詳細について検討していく場が必要ではないかという記載を別に一行入れるかということだと思います。名称は準備委員会か、何と言うかは別として、打合せ等ができる場を設ける必要があるということです。

(議長) 「実施にあたっては、事前に準備委員会等で内容を検討する。」というような記載で良いですか。

(事務局) 準備段階でノウハウのある関係者から御意見をいただきながらやっていくということは、もちろん大事ですが、それを正式な形として準備委員会ということで答申に入れて欲しいということだと思います。ただ、この検討委員会のように委嘱してとか、あまり堅苦しい準備委員会ではなく、気軽に議論ができるという形を取れば良いと思います。これから開所にあたっては関係者の意見を聞く機会はもちろん出てくると思いますので、そのようなことを答申に記載すれば良いのではと思います。

(委員) 準備をするのに意見交換等をするということなので、準備をするという意味合いから準備委員会という記載が良いと思います。

(委員) 要するに、事務局で関係者の知恵をお借りするための会議だということだと思います。開設準備会というような形ですか。

(委員) 開設準備会も分かるのですが、また組織を作ってというのは大変だと思います。我々としてはこの答申に沿った形で進めてもらえば良いので、改めて会を作るというよりは、必要に応じて各関係者の意見を聞くという程度で良いと思います。事務や準備が進みやすくするという考え方も大事だと思います。

(委員) 市の障害者連絡会や親の会といったところの意見を聞いて、3障害で意見も違ってくるので、準備を進めていくというような形が良いのではと思います。

- (委員) 準備をしていく中で市の事務局側が全て進めていくというのはどうかと思います。
必要に応じて民間に委託も考えるというときに、市だけで3障害に全て対応する事業を進めるのでなく、誰か中間に入ってやってくれる中核的に意見を言える立場の人が必要ではないかと思います。新しい事業をはじめようとしているので、実際に現場でやっているような人が入った方が良いと思います。
- (委員) 3ページ中「運営の主体は市であることが望ましいが、必要に応じ福祉法人等への委託等を行う。」という記載がありますが、活動支援センターを運営するのに、新たに社会福祉法人を立ち上げるといことは国分寺センターの例を見ても万葉の里という新たな法人を立ち上げていて、社会福祉法人に委託を行うということが全面に出るような記載は疑問があります。「運営主体は市であることが望ましい。」で止め、市が主体的にやるべきで、困難なときは福祉法人に協力をお願いするということだと思いません。
- (委員) 行政が社会福祉法人をもつ時代ではないし、現行でも指定管理を取り入れている状況で、実施・運営主体をどうするかということは、悩む部分であると思います。活動支援センターと相談支援事業の実施主体は市ですが、運営主体をどうするかは、いくつか方法があります。色々な事業体系があるので、運営の形態は話し合う必要があり、断定をしてしまつて必要な内容がうまく作れなくなるのは避けたいと思います。
- (議長) 市が主体で進めるということなので、「運営の主体は市であることが望ましい。」で区切って、「必要に応じて福祉法人等に委託を行う。」と分けた方が良いと思います。
- (委員) 北杜市になってから委託ということはなくなってきていると思いますが、ここでは委託ということが謳われていて、指定管理制度になっているので、どこかの法人に委託するという事はないと思いますが。
- (事務局) 市の施設を任せる場合は指定管理になりますが、ここで言う委託等は、甲州市の福祉安全センターのように、市の建物の一部(場所)を貸していて、相談支援事業等を社協の職員といっしょにやっているというようなことだと思えます。
- (委員) 事業をいくつかに分けてあり、この部分は委託、ここは直営というように利便の良いうように事業を分けています。
- (事務局) いくつかの事業の中の一つの事業を委託しているということです。
- (委員) 細かい事業は委託できるように「基本は市が行う。ただし、その中の事業について必要に応じて福祉法人等への委託を行うことができる。」という「できる」規定にしておけば良いと思います。
- (事務局) 「基本は市で行うことが望ましい。ただし、必要に応じて社会福祉法人等に委託することができる。」で良いですか。
- (一同) 「市が行う。」と言い切る方が良いと思います。
- (事務局) 「運営の主体は市で行う。ただし、必要に応じて社会福祉法人等に委託することができる。」で良いですか。
- (委員) 基本的には市がやって、進めて行かないと難しいと思います。
- (議長) 準備委員会についてはどうしますか。
- (事務局) 準備委員会は、準備委員会とするか、必要に応じて関係機関の意見を聞くと柔らか

くするか、どちらかの書き方だと思います。

(委員) 親御さんの立場にすれば、小さなことも準備委員会で聞いてもらえるということも必要です。初めて良いものが作られるのに、必要に応じてでは困ります。

(事務局) 長田委員が言ったのは、行政が主体ではなく、準備委員会が主体で進めるイメージだと思います。

(議長) どのような文章にしますか。

(委員) 開所のときにどのくらいのことをしたいとか、準備委員会で計画の変更が出てきたり、どのように変わって行くかということがあるので、今作った計画が開所時にノーチェックで進むとは思えません。検討する何かの機会が必要で、内容を含めて開所時の状況に合わせて行く必要があります、市町村の行う事務も増えてくると思います。

(事務局) それでは、「開所に向けては、法改正等もあるので関係機関の検討の場を設けて行くことが望ましい。」と、準備委員会の設置と、意見を聞く、との中間での言い方はどうでしょうか。

(議長) そんなことでどうでしょうか。

(事務局) 開所に当って、法律も変わって色々な意見も聞く必要があります、関係機関による検討の場を設けることが望ましいので、詳細は、民間とのつながりも含めそんな感じで、会長、副会長と相談させていただきますが、イメージとしては検討の場を設けていくとの書き方とさせていただきます。

(議長) 準備委員会についてはそのように、仲田委員からの意見については、「主体は市が行う。ただし、必要に応じて福祉法人等への委託を行うことができる。」こととしたいと思います。その他どうですか。

(委員) 施設の関係で、最後の方に、「例えば…長坂高齢者体力づくりセンター」とありますが、他にも施設があると思われてしまうので、「例えば」は取った方が良いと思います。現在利用されている施設なので、はっきりと、当面これを改修等して行くこととして良いと思います。

(議長) 「例えば」を取るのですね。これは、将来は他へ移る可能性もあることを言っています。

(委員) それは、必要があれば最後の部分に記載すれば良いと思います。当面は長坂高齢者体力づくりセンターでという形で良いと思います。

(議長) そこは今何と何に使っているのですか。

(事務局) 高齢者のふれあい広場事業とデイケア事業に使っていますので、まったくの遊休施設ではないですが、空いているときもあるし、高齢者と併用して利用して行きたいと思います。

(議長) 地域活動支援センターを作ることによって、高齢者はどうなるのですか。

(事務局) 高齢者と共用して、一緒に事業をできる方向を考えています。補助金や利用料の問題はありますが、同じ様な事業をしているので、交流することを保健師が考えてくれています。まったくの遊休施設ということではありません。

(議長) 「市のデイケア事業に使われている長坂高齢者体力づくりセンターを改修等によって活用していくのが望ましい。」というようにしたいと思います。

(事務局)「市の」はいいと思います。「当面障害者のデイケア事業に使われている施設である」とした方が良くもありません。

(委員)「長坂高齢者体力づくりセンター等」と「等」が入っているから「等」もカッコも取ってしまって、「改修等によって活用していくことが望ましい」とした方が良くと思います。

(事務局)確認しますが、「当面障害者のデイケア事業等に活用されている施設である長坂高齢者体力づくりセンターを改修等により活用していくことが望ましい。」とさせていただきます。

(議長)その他何かありますか。

(委員)「武川に新たな施設を建設するのではなく」は、いいのではないですか。

(一同)そうですね。

(議長)1ページの「武川町に予定されていた複合施設を含め」は、流れだからこれで良いですね。

(事務局)高齢者との交流ということをどこかに入れておきたいと思います。入れたつもりでしたが、落ちていましたので、障害者と高齢者が一緒に交流できるように、より良く展開できるようにしたいと思います。

(委員)大体になりましたので、後の細かいところは会長、副会長と事務局で直してもらって、まとめをお願いします。

(議長)色々な御意見をありがとうございました。会長、副会長と事務局でまとめて答申したいと思います。

その他何かありますか。

(事務局)6月の議会もあり、任期が1年ということで答申をまとめていただいてありがとうございました。後の細かいところは会長、副会長と相談させていただき、議会に間に合うよう市長に答申させていただきます。なお、皆様にも最終の答申書を送付させていただきます。

その他で、前回(第7回)の会議録を送付させていただきましたが、テープが聞き取りにくかったため送付が遅れてしまいました。修正等があればお願いします。なければ、これで決定させていただきたいと思います。また、第5回の会議録の署名を長田委員と中村委員にお願いしたいと思います。

(議長)会議録がお手元に配布してありますが、何かありますか。なければこれで決定したいと思いますよろしいですか。

(一同)異議なし。

(議長)他になければ議事を終了したいと思います。

(事務局)福祉部長が会議に遅れての出席になりましたが、皆様に御礼の言葉を申し上げます。

(福祉部長)会議に遅れて申し訳ありませんでした。皆様方には、昨年7月から研修会等も含めると8回の検討をいただき、答申を出せるころまで来ました。長いこと御苦労さまでした。地域活動支援センターの開所に当っては、利用される方の御意見を聞いた中で、皆様に活用できる施設を目指してまいりますので、御協力をお願いします。

(事務局)今後も御協力をお願いすることもあると思いますが、是非よろしくをお願いします。

5 閉会のことば (副会長)

長時間にわたり御苦労さまでした。先程、福祉部長からも話のあったように、何回もの御出席をいただき答申となったことに感謝いたします。今後もよろしく願いいたします。御苦労様でした。

午後3時17分終了